

# 時価情報

時価情報（第156期中（2019年4月1日から2019年9月30日まで））

## ■有価証券関係

### 1. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		2019年9月期（2019年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	12,041	12,142	101
	その他	—	—	—
	小計	12,041	12,142	101
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	530	527	△2
	その他	—	—	—
	小計	530	527	△2
合計		12,571	12,669	98

### 2. その他の有価証券

（単位：百万円）

		2019年9月期（2019年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,870	1,251	618
	債券	76,118	74,251	1,866
	国債	20,055	18,772	1,282
	地方債	48,492	48,017	474
	短期社債	—	—	—
	社債	7,570	7,460	109
	その他	3,790	3,391	398
小計	81,778	78,893	2,884	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,920	2,492	△572
	債券	11,414	11,420	△5
	国債	1,019	1,025	△5
	地方債	9,999	10,000	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	394	394	△0
	その他	4,351	4,401	△49
小計	17,686	18,314	△627	
合計		99,465	97,208	2,256

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「その他の有価証券」には含めておりません。

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間においては、減損処理を行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

## ■金銭の信託関係

### 1. 満期保有目的の金銭の信託

（2019年9月30日現在）

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（2019年9月30日現在）

その他の金銭の信託は保有しておりません。

## ■その他有価証券評価差額金

2019年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2019年9月期（2019年9月30日現在）
評価差額	2,256
その他有価証券	2,256
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	687
その他有価証券評価差額金	1,569

## 時価情報 (第155期中 (2018年4月1日から2018年9月30日まで))

### ■有価証券関係

#### 1.満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		2018年9月期 (2018年9月30日現在)		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	9,347	9,368	21
	その他	—	—	—
	小計	9,347	9,368	21
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,670	2,665	△4
	その他	—	—	—
	小計	2,670	2,665	△4
合計		12,017	12,034	17

#### 2.その他有価証券

(単位:百万円)

		2018年9月期 (2018年9月30日現在)		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,166	1,251	915
	債券	58,901	57,531	1,370
	国債	26,805	25,780	1,024
	地方債	26,033	25,783	250
	短期社債	—	—	—
	社債	6,062	5,967	95
	その他	7,215	6,050	1,165
小計	68,284	64,833	3,451	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,035	2,492	△457
	債券	41,362	41,552	△189
	国債	3,643	3,695	△52
	地方債	34,212	34,343	△130
	短期社債	—	—	—
	社債	3,506	3,513	△6
	その他	5,632	5,943	△311
小計	49,030	49,988	△957	
合計		117,315	114,821	2,493

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 3.減損処理を行った有価証券

売却目的の有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間における減損処理額はありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

### ■金銭の信託関係

#### 1.満期保有目的の金銭の信託

(2018年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

#### 2.その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(2018年9月30日現在)

その他の金銭の信託は保有しておりません。

### ■その他有価証券評価差額金

2018年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	2018年9月期 (2018年9月30日現在)
評価差額	2,493
その他有価証券	2,493
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	759
その他有価証券評価差額金	1,734